

○大府市まちかど緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民有地における質の高い緑を創出するため、公共用道路（以下「道路」という。）に面する民有地の緑化を行う場合において、緑化を行う者に対し、予算の範囲内において交付する大府市まちかど緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木等をいう。
- (2) 緑化事業 緑化施設の設置を行うことをいう。
- (3) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (4) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民有地の敷地（以下「敷地」という。）において行う別表第1に掲げる緑化事業で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表第1に掲げる基準を満たすものであること。
- (2) 樹木等は、ビャクシン類（カイヅカイブキ等）以外の種類で、土地に適したものであること。
- (3) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。
- (4) 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りでない。
- (5) 申請者が緑化する敷地の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。
- (6) プランター等敷地に定着せず、移動可能なものを使用していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既にある緑化施設を作り変えようとするもの
- (2) 過去に同一の敷地において、この要綱に基づき補助金の交付を受けたもの
- (3) この要綱以外の補助を受けた緑化事業又は移転補償等による緑化事業
- (4) 販売を目的としている敷地における緑化事業

- (5) 市税を滞納している者が設置するもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が設置するもの
- (7) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの
（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、補助対象事業に着手する前に、まちかど緑化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) まちかど緑化推進事業に対する承諾書（申請者と事業を行う敷地の所有者が異なる場合に限る。）（第2号様式）
- (3) 事業内容を表した図面
- (4) 事業着手前の写真等
- (5) 事業に要する経費の見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、まちかど緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更又は中止）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止しようとする場合は、直ちにまちかど緑化推進事業変更・中止承認申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助事業の内容を表した図面等
- (2) 変更後の補助事業に要する経費の見積書

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、まちかど緑化推進事業変更・中止承認通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、変更後の補助金の交付決定額は、前条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、まちかど緑化推進事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 平面図
- (2) 緑化構造図

- (3) 補助事業の実施状況及び完了後の写真
- (4) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、まちかど緑化推進事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査をする際に、必要に応じて現地調査を行うことができる。

3 第1項の規定による通知を受けた者は、まちかど緑化推進事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(樹木等の管理)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(現況報告)

第11条 市長は、補助事業が完了した後において、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、まちかど緑化推進事業補助対象緑化施設現況報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の現況を報告させることができる。

- (1) 位置図
- (2) 補助事業に係る図面（計画平面図及び緑化構造図）
- (3) 現況写真

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化事業の区分	基準
沿道緑化	(1) 道路に面した場所に設置するものであること。ただし、道路幅員が4メートル未満の場合は、道路の中心線から2メートル以上離れた位置に設置するものであること。 (2) 緑化施設の道路に面する部分の延長は、連続3メートル以上であること。 (3) 緑化施設の奥行きは、0.3メートル以上4メートル未満であること。 (4) 緑化施設の面積は、3平方メートル以上とし、3平方メートルあたり、植栽時の高さが1メートル以上の中高木を1本以上及び低木等を1平方メートル以上植栽すること。 (5) 道路から視線を遮るフェンス等の構造物がないこと。 (6) 緑化施設の高さは、道路の高さから平均して1メートル以下であること。
生垣緑化	(1) 道路に面した場所及び隣地境界沿いに設置するものであること。ただし、道路幅員が4メートル未満の場合は、道路の中心線から2メートル以上離れた位置に設置するものであること。 (2) 生垣の延長は、連続3メートル以上であること。ただし、道路に面する延長が2メートル以上含まれていること。 (3) 樹木の高さが、0.6メートル以上であること。 (4) 樹木の数が、延長1メートル当たり2本以上であること。 (5) 植栽地をブロック等で囲む場合の壁の高さは、宅地面から0.5メートル以下であること。 (6) 樹木は常緑樹とすること。
ブロック塀等の取壊し	緑化事業を行う箇所において、既存のブロック塀等を取り壊す必要があるものであること。

備考 ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀又は土塀をいう。

別表第2（第4条関係）

対象事業	補助対象経費	補助金の交付金額
沿道緑化 生垣緑化	沿道緑化のうち、植栽、植栽基盤及び灌水施設並びに生垣設置に係る費用。ただし、植栽については植栽した個体の生育期間が1年から2年間程度しか見込めないものは除く。	補助対象経費の2分の1（10万円を限度とする。）とし、次の額の範囲内とする。 (1) 沿道緑化は、緑化面積に1平方メートルあたり1万円を乗じて得た額 (2) 生垣緑化は、生垣の延長に1メートルあたり2,500円を乗じて得た額
ブロック塀等の取壊し	ブロック塀等の取壊しに係る費用	補助対象経費の2分の1（6万円を限度とする。）とし、既存のブロック塀等の取壊し面積の延長に1メートルあたり1,500円を乗じて得た額